

大浦小学校 いじめ等防止基本方針

〈いじめの定義〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの類似行為〉

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

1 いじめ等の問題についての基本的な考え方

*いじめ等とは「いじめ類似行為」を含む

いじめ等は、全ての児童に関係する問題である。いじめ等の防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ等が行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめ等を行わず、いじめ等を認識しながら放置することがないように、いじめ等の防止等の対策は、いじめ等がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめ等の防止の対策はいじめ等を受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ等の背景にも目を向け、いじめ等の問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ等の防止のための手立て

（１）いじめ等防止学習プログラムに基づく年間予定 ※ 小小交流はその年度により時期が異なる。

月	児童生徒の活動予定
4月	一年生を迎える会 地域子ども会 大いちょうグループ顔合わせ 大いちょうグループ熊堂山登山
5月	大浦大運動会 QU 検査
6月	いじめアンケート・教育相談 いじめ見逃しゼロ強調月間 いじめ見逃しゼロスクール集会（前期）
7月	QU 検査に基づく教育相談・検査結果配付 5年・6年しただの郷自然体験教室 1学期生活振り返りアンケート 地域子ども会
8月	地域子ども会の地域行事
9月	
10月	大いちょうフェスティバル
11月	いじめ見逃しゼロ強調月間 QU 検査 いじめアンケート・教育相談 いじめ見逃しゼロスクール集会（後期） 深めよう絆スクール集会
12月	QU 検査に基づく教育相談・検査結果配付 2学期生活振り返りアンケート 地域子ども会
1月	冬休み明け教育相談 大いちょう屋台 下田中学校入学説明会
2月	新一年生体験入学（1年、5年） 大いちょうグループによるありがとう六年生週間
3月	六年生を送る会 3学期生活振り返りアンケート 地域子ども会 卒業式

※小小連携活動は、年間をとおして複数回実施

※各小小連携の最後は、総合や交流活動の発表会とし、保護者、関係者と共に交流を深める。

（２）小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめ等はどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめ等に向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめ等を助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- | | |
|----------|---|
| ・社会性の育成 | … 小中一貫教育に基づく小小連携活動，しただの郷学園自然体験学習，しただの郷学園自然体験教室，大いちょうグループ活動，地域行事
(いじめ見逃しゼロスクール集会) (深めよう絆スクール集会) |
| ・自治能力の育成 | … 児童会・委員会活動，児童朝会，一年生を迎える会，六年生を送る会，地域行事での自主的計画運営活動 |
| ・学級づくり | … 特別活動，行事を通してのグループ活動の充実
Q-Uにかかる取組による計画的実践 |
| ・授業づくり | … 関わり合いのある授業，授業のユニバーサルデザイン化，授業規律の明確化 |
| ・道徳教育 | … 体験的活動による豊かな感性の醸成，自己有用感と命を大切にする心の育成 |

3 いじめ等の防止の早期発見のための手立て

いじめ等は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し，ささいな兆候であっても，いじめ等ではないかとの疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめ等を隠したり軽視したりすることなく，いじめ等を積極的に認知することが必要である。このため，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて，学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童がいじめ等を訴えやすい体制を整え，いじめ等の実態把握に取り組む

発達障害，海外帰国，性同一性障害，東日本大震災被災の児童及び，新型コロナウイルス感染症の患者や農耕接触者，医療従事者をはじめとした対策に携わっている方を家族に持つなど感染症に関わる児童を含め，特に配慮が必要な児童は日常的に特性を踏まえた適切な支援を行う。

- | | |
|-----------|---|
| ・いじめ等実態調査 | … 学期生活振り返りアンケート，定期いじめ等調査アンケートの実施 |
| ・教育相談 | … 定期教育相談会の実施，チャンス相談・声かけ運動の実施 |
| ・Q-U | … 学級満足度，学校生活意欲度，進路意識度，ソーシャルスキルの診断 |
| ・カウンセリング | … スクールカウンセラー，派遣カウンセラー，SSWの活用
リレーカウンセリングの実施 |
| ・児童会の活動 | … 児童会の自主的活動における意見集約 |

4 いじめ等に対する措置

いじめ等の発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，いじめられた児童等を守り通すとともに，いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，可及的速やかに，教職員全員の共通理

解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。その際、情報を適切に記録すること。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。

【いじめ対応の基本的な流れ（詳細）】

いじめ発生

① 本人以外からの訴え等による発見

本人以外の生徒や保護者等からの情報提供 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●本人以外の生徒や保護者等からの情報

【記録用紙①－１】→ 第１次判断・第１回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 学校が、本人に対しての聴き取り等の対応を行うことの下承を、情報提供者から得る

★ 寄せられた情報について、被害生徒が行為を知らない場合、「いじめ類似行為」として対応

① アンケートからの発見

アンケートからの発見 → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●回収したアンケート用紙の確認・取扱

- (1) 回収当日に複数の教職員でアンケートの記載内容を確認し、訴えや疑いのあるものをいじめ対策推進教員に報告する
- (2) 回収したアンケート用紙を、すべて管理職に提出する
- (3) 回収したアンケート用紙を、少なくとも５年間保存する

① 本人からの訴え等による発見（事実確認Ⅰ）

被害が疑われる生徒（Ａ）からの訴え → 担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

●いじめ被害が疑われる生徒（Ａ）からの聴き取り

（教職員等が発見した後、本人から聴き取る場合も含む）

【記録用紙①－１】→ 第１次判断・第１回いじめ対策会議の資料にする

- (1) より具体的な事実（５Ｗ１Ｈ）を聴く（十分な時間確保とオープン質問）
- (2) 被害行為について、どう感じたか（思っているか）を聴き取る
- (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る
- (4) 「必ず（徹底して）守り抜く」こと等を伝え、安心できる環境をつくる
- (5) 加害が疑われる生徒（Ｂ）から聴き取り等、対応を行うことの確認をする
- (6) Ａ保護者に連絡することの下承を得る
- (7) ＡがＢへの対応やＡ保護者に連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る。Ａが保護者連絡を頑なに拒んだ場合であっても、⑥において、学校が保護者へ連絡し、Ａが保護者連絡を拒んでいることを含めて報告する

② 報告、情報共有

担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等 → いじめ対策推進教員 → 管理職

●いじめが疑われる情報の報告、集約、共有

【記録用紙①－１、①－２】

- (1) いじめを発見した教職員は、いじめ対策推進教員に、即日報告する
- (2) 報告を受けたいじめ対策推進教員は、いじめを発見した教職員とともに、管理職に、即日報告する

③ 第１次判断

管理職、いじめ対策推進教員、担任、副担任、学年主任、教科担任、部活動顧問 等

- 管理職まで報告した場合で校長（管理職）が第１次判断を行う（校長の不在時に対応が遅れないように校内体制を整えておく）

【記録用紙①－１、①－２】

- (1) 学校が把握した内容について、当該生徒が苦痛を訴えていたり、一般的に捉えて苦痛を感じる蓋然性が高い事案であったりした場合には、校長（管理職）が「いじめの疑いあり」と第１次判断する。 ※「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とすること

(2) 第1次判断直後、以下について検討等を行う

① 第1次判断直後、その日のうちに行うことの検討

- ・ Aの安全を確保する
- ・ Aの現状(心身、欠席等)から、重大事態の疑いの有無を検討する
- ・ Aから詳細な聴き取りの必要性を検討する
- ・ 関わりが深い教職員と情報共有する
- ・ A保護者への連絡の見通しをもつ

訴えや発見の
あった当日

② 第1回いじめ対策会議の開催の計画

- ・ 即日(または翌日)の開催を計画する
- ・ 会議での検討内容の見通しをもつ

③ SC・SSWの活用、前籍校や右記の警察との連携の必要性を判断

【ネットトラブルに対する学校の対応】

・ 誹謗中傷のメッセージ等

⇒ 証拠画面の保存

・ 児童ポルノ禁止法に抵触する疑い

のある画像 ⇒ 警察への通報・相談

4 事実確認Ⅱ

(被害生徒(A)や関係生徒からの聴き取り)

いじめ対策推進教員

担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問 等

いじめ被害が疑
われる生徒(A)、
関係生徒

● 本人以外からの訴えやアンケートからの発見の場合は、いじめ被害が疑われる生徒(A)や関係生徒から、複数で聴き取りを行う

【記録用紙①-1】→ 第1回いじめ対策会議の資料にする

※「①本人からの訴え等による発見」のいじめ被害が疑われる生徒(A)からの聴き取りに不十分な点がある場合には、再度聴き取りを行う

5 第1回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

● いじめ被害が疑われる生徒(A)への支援方針、その保護者への連絡方法や、加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り方法等の具体的検討

【記録用紙①-1、①-2、②、③】

(1) 事案内容を共有する

- ・ Aからの聴き取り内容等
- ・ Aの現状のようす
- ・ 事実確認の際に確認できた今後の学校の対応に対するAの考え
- ・ Aの現状(心身、欠席等)から、重大事態の疑いの有無の判断結果の共有

(2) Aへの支援方針やBや関係生徒(観衆や傍観者)への聴き取り方法を検討する

※重大事態に至らせないための対応策を検討する。(座席・動線の配慮、別室対応等:対応の遅れによっても重大事態に発展する可能性があることに留意すること)

※AがBへの対応を拒んだ場合のAへの支援方針を検討する(Aの不安の軽減策など)

※SC・SSWの活用、前籍校や警察との連携の必要性を判断する

(3) A保護者への連絡方法、内容を検討・整理する

6 被害生徒(A)の保護者への連絡

※関係生徒から聴き取りを行った場合、保護者連絡を行う

担任、副担任、

学年主任 等

(管理職)

Aの保護者、

関係生徒の

保護者

● A保護者にAから聴き取った内容と学校の支援方針を伝え、A保護者の意向や要望を聴く

【記録用紙③】→対策会議で検討した保護者への連絡方法を、事前に整理する

(1) Aから聴き取りを行った日のうちに、A保護者に連絡する

- ・ Aから聴き取った内容を伝え、その内容に対するA保護者の反応を聴き取る

★「いじめ」という言葉を使わず、支援、連絡できる

- ・ Aに対する学校の支援方針を伝え、その方針に対するA保護者の反応を聴き取る

- ・ Aの見守りをA保護者に依頼する(A保護者への支援)

(2) 連絡後、A保護者の反応から、重大事態の疑いを検討する

7 全教職員への共有

管理職、いじめ対策推進教員

学年主任、等

→ 全教職員

● 第1次判断翌日の職員朝会や校務支援システム(回覧板)等により、全教職員に早期に共有を行う

(1) 対応途中でも、現状を全教職員に共有

(2) 重大事態の疑いの判断結果の共有

(3) 些細と思われる場合でも、より多くの情報を集めることの共有

(4) Aの安心感につなげるため、校内では全教職員がAと関係生徒を見守る意識の共有

8 事実確認Ⅲ (加害生徒(B)や関係生徒からの聴き取り)

いじめ対策推進教員
担任、副担任、学年主任、
教科担任、部活動顧問等

いじめ加害が疑われる生徒(B)、
関係生徒

●加害が疑われる生徒(B)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) その場では指導を行わず、中立の立場で、聴き取りに徹する
- (3) 具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととの相違点について、確認する
- (5) 加害行為に至った背景や心情(原因や動機)を十分に聴き取る。Bが、Aが行った行為が原因である旨を述べた場合は、相互認知の可能性を考慮する
- (6) Aに対する思いを聴き取る
- (7) Bにいじめを止めさせる(指導は方針を検討してから)

●関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り

【記録用紙①-1】→ 第2回いじめ対策会議の資料にする

- (1) 複数で対応する
- (2) 観衆や傍観者であったことを責めず、AやBを救う立場として、聴き取る
- (3) 関係生徒から具体的な事実(5W1H)を聴く(十分な時間確保とオープン質問)
- (4) Aが訴えたこととBなどから聴き取ったことの相違点について、確認する

9 第2回いじめ対策会議

いじめ対策組織の構成員

●いじめ加害が疑われる生徒(B)への指導方針、その保護者への連絡方法や被害が疑われる生徒(A)の支援方針等の具体的検討

【記録用紙①-1、①-2、③、④】

- (1) 事案内容の共有
 - ・ Bや関係生徒(観衆や傍観者)からの聴き取り内容等
 - ・ Bの現在のようす
- (2) いじめ認知の判断

いじめ被害の訴えがあり、A、B、関係生徒への聴き取り等の対応をした結果、ア～ウのように分類し、その後の対応につなげる

ア「いじめ行為あり」

 - ・ Bが、いじめ行為を認めた場合
 - ・ 関係生徒から、いじめ行為を確認できた場合

イ「いじめの疑い」のまま

(ア) Aからの訴えあり

 - ・ Bがいじめ行為を認めず、関係生徒からもいじめ行為を確認できない場合
 - ・ AがBや関係生徒からの聴き取り等の対応を拒み続けている場合
 - ・ 加害生徒が特定できない場合

(イ) Aからの訴えなし

 - ・ 関係生徒や保護者等から、いじめ被害の通報があり、Aに確認したところ、Bによる行為があったことは認めたものの、Aが心身の苦痛を訴えていない場合(限定的解釈の防止)

ウ「いじめ類似行為」

 - ・ 保護者や関係生徒等から、いじめ被害の訴えがあり、Aがいじめ被害を知らない場合

※ 対応手順に注意し、Aに事案内容を伝えるかどうかについて、A保護者の意向を確認したうえで、対応策を検討する

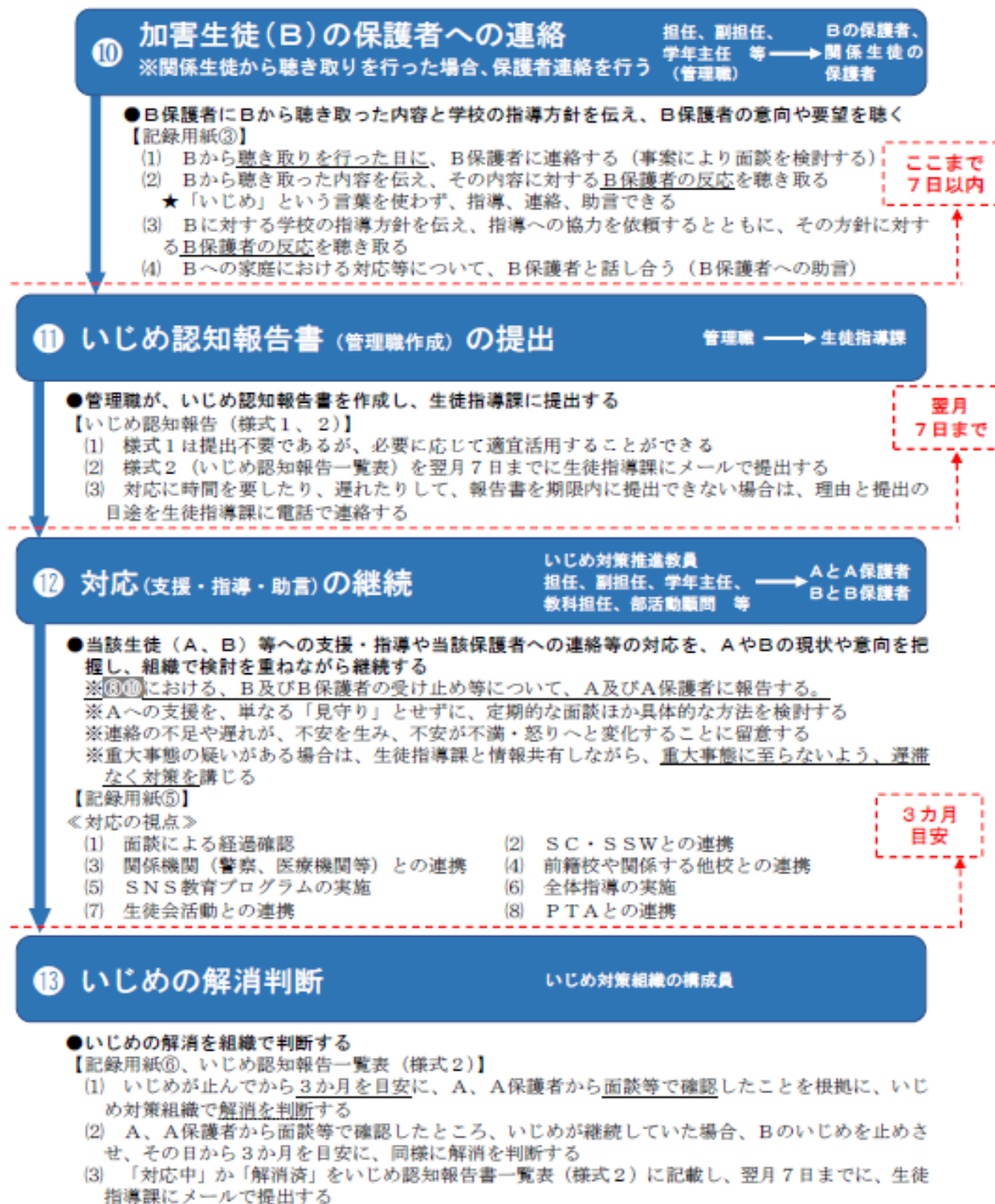
エ「加・被相互認知」

 - ・ BがAへのいじめ行為を行った背景や動機から、相互認知の必要性を判断

★いずれの場合も、「いじめ」と言う言葉を使わず、支援、指導、連絡、助言できる
- (3) Aの現状(心身、欠席等)やA保護者の反応から、重大事態の疑い有無の検討結果の共有
- (4) Aへの支援方針の再検討とBへの指導方針の検討

※ 重大事態の疑いがある場合は、生徒指導課と情報共有しながら、重大事態に至らないよう、遅滞なく対策を講じる

※ Bに対するSC、SSWの活用判断、外部機関との連携判断
- (5) B保護者への連絡方法、内容の検討・整理
- (6) 全校・学年・学級への全体指導や未然防止の取組の検討



5 いじめ等の防止等のための組織について

- (1) 名 称 この組織を「大浦小学校いじめ等対策組織」とする。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭(校内いじめ等不登校対策委員)警察のスクールサポーター、スクールカウンセラー を構成員とする。
※必要に応じて、PTA三役、共和会会長・副会長を特別構成員とする。
※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

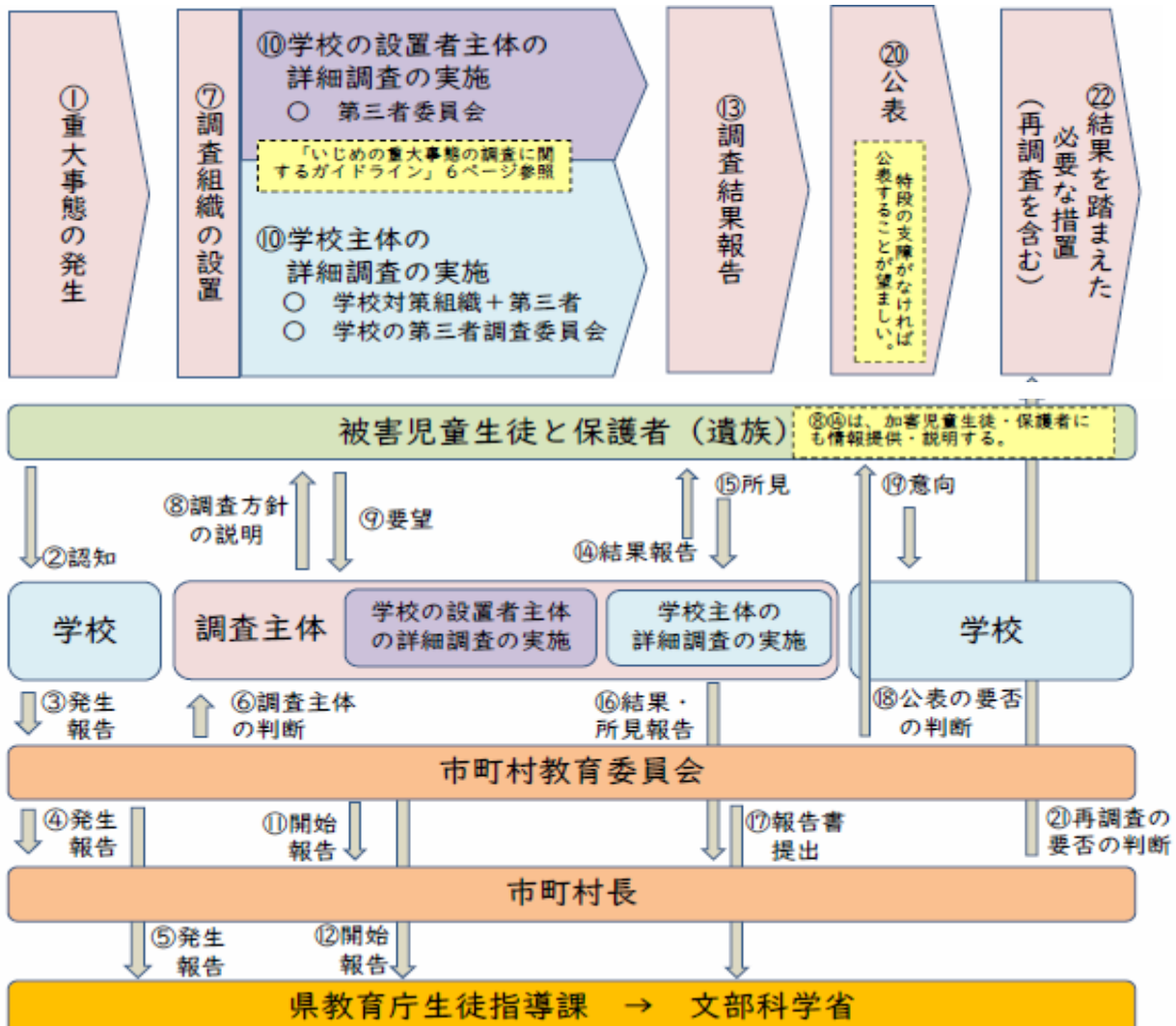
(3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめ等の相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめ等の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・いじめ等の疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめ等の情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

【いじめ防止対策推進法 第28条】
 ○第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 （自死を企図、心身の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症）
 ○第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 （年間30日を目安、連続して欠席している場合は迅速に着手する）
【いじめの防止等のための基本的な方針】
 ○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき

万が一、生徒の自殺が起きた時には、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月 文部科学省)に沿って対応する。
 また、「緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)も参照する。



(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応に当たる。調査に当たっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校と連携作業によって調査を行う。

- ①要因となつたいじめ等の行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であつたか、いじめ等を生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校、教職員がどのように対応したか。
- ②児童や教職員に対しての質問紙調査や聴き取り調査は、いじめ等を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを優先する。
- ③質問紙調査から得られた結果は、いじめ等を受けた児童の保護者に提供する場合があることを調査対象となる在校生や保護者に説明する。
- ④いじめ等を受けた児童からの聴き取りが可能な場合は、児童の心情に十分配慮しながら、ていねいに聴き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ⑤いじめ等を受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議し、適切な方法で調査を行う。
- ⑥いじめ等に関わる行為が止んでいる。（少なくとも３ヶ月）

7 その他の学校の取組

- (1) いじめ等の防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) 学校運営協議会、PTA、共和会と連携していじめ等防止等のための取組を強化する。
- (3) PTA総会での説明やHPへの掲載を通じ、保護者の責務について周知・依頼する。
- (4) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ等防止等に係る取組を強化する。
- (5) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ等防止推進会議」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。